

広島県告示第四百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十九年九月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成二十三年広島県告示第二百一十号	
所在地		広島県呉市阿賀北一丁目、同市阿賀北二丁目、同市阿賀北三丁目、同市阿賀北四丁目、同市阿賀北六丁目、同市阿賀北九丁目及び同市阿賀町地内	
区域の名称	土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害		土砂災害
大谷川（六隣）	土石流	大谷川（六隣）	土石流
大谷川（六）	土石流	大谷川（六）	土石流
中畑川（七）	土石流	中畑川（七）	土石流
中畑川支川（八）	土石流	中畑川支川（八）	土石流
原西川（二七a）	土石流	原西川（二七a）	土石流
原西川（二七b）	土石流	原西川（二七b）	土石流
原川（九a）	土石流	原川（九a）	土石流
原東川（九b）	土石流	原東川（九b）	土石流
原川（九隣）	土石流	原川（九隣）	土石流
原中川（六四二一）	土石流	原中川（六四二一）	土石流

大坪谷川 (五)	南原川 (二六)	萩原川 (四)	郷川 (二三隣 b)	東浜西川 (二三隣 c)	清水谷川支川 (二二 b)	清水谷川支川 (二二 a)	清水谷川 (二一 c)	清水谷川 (二一 b)	清水谷川 (二一 a)	原東川 (二〇)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
	南原川 (二六)	萩原川 (四)		東浜西川 (二三隣 c)	清水谷川支川 (二二 b)	清水谷川支川 (二二 a)	清水谷川 (二一 c)		清水谷川 (二一 a)	原東川 (二〇)
	土石流	土石流		土石流	土石流	土石流	土石流		土石流	